

人権啓発センターだより



発行 別府市人権啓発センター
 〒874-0919 別府市石垣東10-7-5
 TEL 0977-23-6163
 FAX 0977-23-6226
 MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

5月・6月の主な活動の様子



第1回・第2回人権サークルふれあい

5月9日(金)の第1回は、ツナそぼろのご飯ケーキ・スティック野菜のピクルス・ふわふわイチゴのババロアの3品を作りました。調理後は、「いのちをいただく」の啓発DVDを鑑賞し、意見交換を行いました。

6月13日(金)の第2回は、夏野菜のネバネバそうめん・なすのチーズ焼き・ひんやりトマトゼリーの3品を作りました。調理後は、「人KEN まもる君と あゆみちゃん 世界をしあわせに」の啓発DVDを鑑賞し、人権擁護委員の仕事などについて説明しました。今年度もたくさんの方々に参加していただいております。

参加を希望される方は、センターまでご連絡ください。

別府市立小・中学校校長人権教育研修会

5月15日(木)に市内小・中学校長・教育委員会の方々に参加して研修会を実施し、講師に(社)福岡県人権研究所 副理事長の堀内 忠さんをお招きし、「いじめ問題を考える」と題して、人権問題・いじめ問題の構造などを詳しく説明していただきました。

～7月・8月の行事予定～

☆「春木っ子」学習室 ☆
 毎週水曜日15:10～16:30
 7月2日・9日・16日
 夏休み期間14:00～15:20
 7月23日・30日
 8月6日・20日・27日

☆人権ミニ講座☆
 7月17日(木) 10:00～11:30
 「みんなよい時間を過ごしたい」
 高野山真言宗僧侶 三房 円瑞さん
 ☆人権サークルふれあい☆
 7月11日(金) 10:00～12:00

8月は「差別をなくす運動月間」です。

1965(昭和40)年8月、「同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である」、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とうたった同和对策審議会答申が出されました。これを機に、大分県では答申が出された8月を『差別をなくす運動月間』と定めています。

『差別をなくす市民の集い』

- ◆どなたでも入場できます。
- ◆託児サービスを行います。

- と き 8月22日(金) 13:30~15:30
- ところ 別府市ビーコンプラザ3階 国際会議室
- 演 題 「ふるさとは はるかに遠く」
～ハンセン病強制隔離政策がもたらしたもの～
- 講 師 国立療養所星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)
大分県人会会長 白根 九州男(しらね くすお)さん
別府市人権擁護委員 渡邊 明子(わたなべ あきこ)さん



「ハンセン病と人権」について

ハンセン病とは、「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症です。初期症状は、知覚麻痺(まひ)や皮膚の発疹です。治療薬がない時代には、皮膚や手足の変形を起こしたり失明するなど、治っても重い後遺症を残すことがありました。

ハンセン病は、病気が進むと容姿が変形することから、差別の対象となりやすかったと考えられます。また、かつては遺伝病であると誤解されたこと、「不治の病」と考えられ恐れられたことも、偏見・差別の要因でした。

さらに偏見・差別を強めたのが隔離政策です。ハンセン病患者を一般社会から隔離する政策をとり続けたことが、「ハンセン病は怖い病気である」という意識を定着させてしまったのです。

■ハンセン病、これだけは知っておきましょう。

①遺伝病ではありません

ハンセン病は決して遺伝しません。かつては、遺伝病と誤解されていたこともありましたが、そのことが本人だけでなく家族までもが差別される一因となっていました。

②弱い発病力。ほとんどない感染源。

ハンセン病の原因となる「らい菌」は非常に病原性の弱い細菌です。感染し発病することはまれですし、日本では感染源はほとんどありません。もちろん完治した人からは感染しません。

③治ります。早期治療で障害も残りません。

ハンセン病は、優れた薬が開発されたことにより、現在では確実に治療することができる病気となっています。早期治療により後遺症を残すことなく完治できます。

～財団法人 人権教育啓発推進センター(人権ポケットブック)より抜粋～

